

参考資料

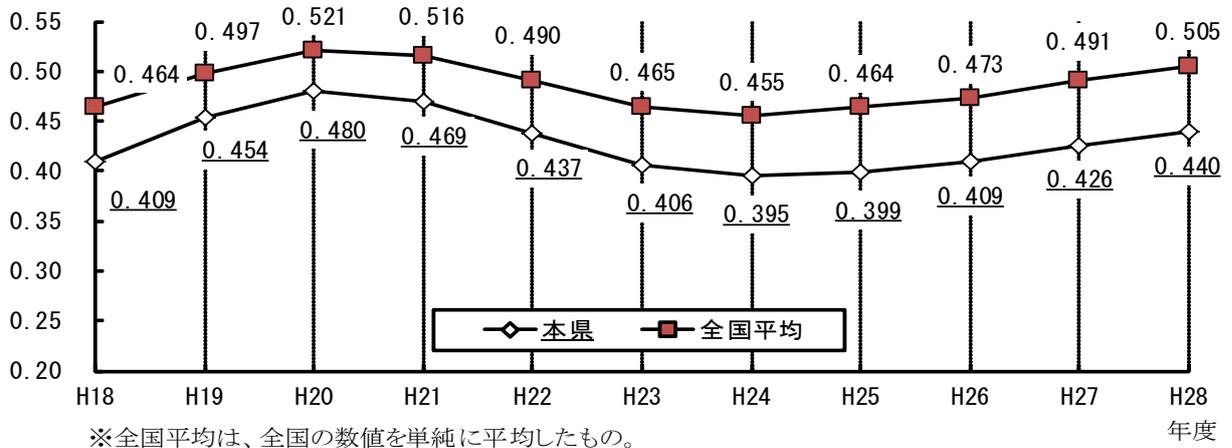
山口県の財政指標

決算に基づく本県の主な財政指標の状況（普通会計）は、次のとおりです。

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力（税収入の大きさ）を表す指標で、「1」に近く、また「1」を超えるほど財源に余裕があることを示しています。

第7図 財政力指数の推移

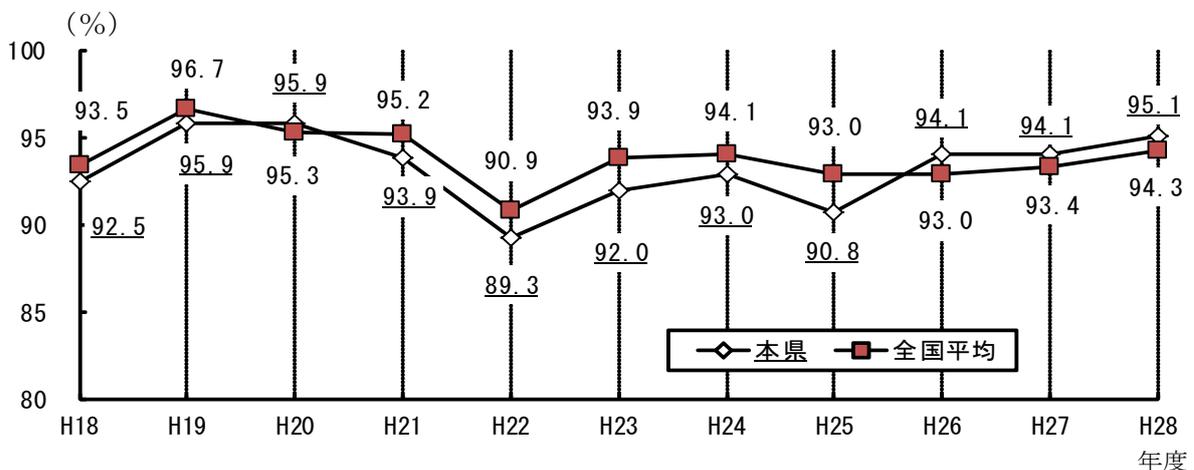


(2) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、一般財源のうち地方税、普通交付税を中心とする毎年度の経常的な収入（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合です。

比率が低いほど投資的経費や政策的な経費を充実することができ、財政構造が弾力性に富んでいると判断されます。

第8図 経常収支比率の推移



(3) 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、28年度決算に係る状況は以下のとおりです。

いずれの比率についても、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

第20表 健全化判断比率

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%
実質公債費比率	15.0%	25.0%	35%
将来負担比率	207.3%	400.0%	

「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表す。

第21表 公営企業の資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	} 20%
電気事業会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	
下関漁港地方卸売市場特別会計	—	
流域下水道事業特別会計	—	

「—」は、資金不足額がないことを表す。

各指標の算定方法

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(通常収入されると見込まれる一般財源の規模)}}$$

(2) 連結実質赤字比率

(全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（一般会計、特別会計、公営企業会計）}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

(借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①+②+③-④}}{\text{⑤-④}}$$

(3カ年平均)

- ① 地方債元利償還金
- ② 公営企業債償還充当繰出金
- ③ 公債費に準ずる債務負担行為等
- ④ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
- ⑤ 標準財政規模

(4) 将来負担比率

(地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧}}{\text{⑨-⑩}}$$

- ① 地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 退職手当負担見込額
- ⑤ 設立法人の負債額等負担見込額
- ⑥ 充当可能基金
- ⑦ 特定財源見込額
- ⑧ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- ⑨ 標準財政規模
- ⑩ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

2 公営企業の資金不足比率

(公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営の悪化の度合いを示すもの。)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$